

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月7日
【四半期会計期間】	第89期第2四半期（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）
【会社名】	日本ゼオン株式会社
【英訳名】	ZEON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田中 公章
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
【電話番号】	東京（3216）1412
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 南 忠幸
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
【電話番号】	東京（3216）1412
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 南 忠幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第88期 第2四半期 連結累計期間	第89期 第2四半期 連結累計期間	第88期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高 (百万円)	127,204	148,374	250,763
経常利益 (百万円)	10,321	18,162	25,212
四半期(当期)純利益 (百万円)	5,550	10,806	14,750
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	4,361	14,990	29,397
純資産額 (百万円)	138,466	176,065	162,057
総資産額 (百万円)	314,385	354,926	350,508
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	24.01	46.70	63.81
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	23.97	46.63	63.70
自己資本比率 (%)	43.0	48.5	45.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,346	13,791	33,061
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,285	12,566	24,858
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,879	5,277	10,006
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	9,332	8,880	12,115

回次	第88期 第2四半期 連結会計期間	第89期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	11.25	19.92

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間を振り返りますと、政府の経済対策の効果もあり円安・株価の上昇等が進み、国内経済に緩やかな回復の動きがみられたものの、欧州債務不安の長期化や新興国の景気減速など世界経済の下振れ懸念はなお拭えず、当社グループをめぐる経営環境は先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループはこのような環境のもとで、引き続き「Z 運動」による徹底したコスト削減に努めるとともに、エラストマー素材事業においては原料価格の変動に応じた販売価格の改定、高機能材料事業においては付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は1,483億74百万円となり、前年同期に比べて211億70百万円の増収となりました。また、営業利益は167億38百万円と前年同期に比べて52億96百万円の増益、経常利益は181億62百万円と前年同期に比べて78億41百万円の増益、四半期純利益は108億6百万円と前年同期に比べて52億56百万円の増益となりました。

セグメントの業績は、次の通りであります。

#### (エラストマー素材事業部門)

合成ゴム関連では、海外子会社における市況の悪化等の影響があったものの、円安を背景にした拡販が奏功し販売数量を伸ばしたことから、全体の売上高は前年同期を上回りましたが、営業利益は前年同期を下回りました。

合成ラテックス関連では、一般工業用途向けの販売が堅調であったものの、手袋向け等の販売が低調であったことなどから、売上高は前年同期を下回りましたが、営業利益は前年同期を上回りました。

化成品関連では、国内市場での石油樹脂及び熱可塑性エラストマーの販売低調並びにタイヤ会社での需要低迷の影響があったものの、モノマー販売が堅調に推移し、円安を背景に海外市場での販売も好調だったことから、全体の売上高、営業利益ともに前年同期を上回りました。

以上の結果、エラストマー素材事業部門全体の売上高は前年同期に比べて68億71百万円増加し921億67百万円、営業利益は前年同期に比べて2億86百万円減少し106億54百万円となりました。

#### (高機能材料事業部門)

高機能樹脂関連では、医療用途・光学レンズ用途の販売が堅調に推移しました。高機能部材関連では、テレビ向け光学フィルムが好調であったことに加え、モバイル向け光学フィルムの販売も堅調に推移し、数量及び売上高を伸ばしました。この結果、高機能樹脂及び部材全体では売上高、営業利益ともに前年同期を上回りました。

情報材料関連では、電池材料及びトナーは好調でしたが、電子材料などの売上高が前年同期を下回ったため、全体では売上高、営業利益ともに前年同期を下回りました。

化学品関連では、円安の影響に加え、特殊化学品において拡販活動が進んだことにより、全体の売上高、営業利益ともに前年同期を上回りました。

以上の結果、高機能材料事業部門全体の売上高は前年同期に比べて99億86百万円増加し330億4百万円、営業利益は前年同期に比べて56億67百万円増加し54億8百万円となりました。

#### (その他の事業部門)

その他の事業においては、商事部門の販売が減少したこと及び塗料事業の子会社化などにより、全体の売上高は前年同期に比べて48億31百万円増加し246億32百万円、営業利益は前年同期に比べて75百万円減少し6億79百万円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前年同四半期連結会計期間末に比べ4億52百万円減少（前年同期比4.8%減）し、88億80百万円となりました。

## （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加は137億91百万円となり、前年同四半期連結累計期間に比べ34億45百万円の増加（前年同期比33.3%増）となりました。これは主として、仕入債務の増減額が純増から純減へと転じたこと及び売上債権の増減額が純減から純増へと転じたことにより資金が減少したものの、税金等調整前四半期純利益の増加及びたな卸資産の純増加額が減少したことにより資金が増加したこと等によるものであります。

## （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金の減少は125億66百万円となり、前年同四半期連結累計期間に比べ2億81百万円の資金支出の増加（前年同期比2.3%増）となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出が増加したことによるものであります。

## （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は52億77百万円となり、前年同四半期連結累計期間に比べ33億98百万円の資金支出の増加（前年同期比180.9%増）となりました。これは主として、有利子負債の純減少額が増加したことによるものであります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当期は、平成23年度から平成25年度までの中期経営計画『SZ-20（エスゼット20）』推進の3年目（最終年度）として、計画で掲げました「『2020年のありたい姿』 - 化学の力で未来を今日にするZEON - 」の実現のため、全社事業戦略として「エラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大する」こと、ならびに「2020年のありたい姿を実現する企業風土を『見える化』をベースに育成する」ことの2点を基本方針として、諸課題に取り組んでおります。

1点目の全社事業戦略について、エラストマー素材事業では、シンガポールS-SBRプラントをはじめとするグローバル生産拠点の建設を進めてまいりましたが、これらのグローバル生産拠点を確実に立上げ、海外生産高比率を上げてまいります。加えて、汎用製品の差別化など、経済状況等の環境変化にも耐えうる製品の研究開発、上市を進めてまいります。また、高機能材料事業では、重点3事業分野（情報用部材・エネルギー用部材・メディカルデバイス）での研究開発や上市を早めるとともに、福井県敦賀市に建設中の斜め延伸位相差フィルム工場など、新規プラントの確実な立上げにより、事業拡大を目指してまいります。

2点目の企業風土の育成に関しましては、当社グループ全員が共有する「重要な価値観（スピード・対話・社会貢献）」を実践し強化する取り組みや、「大切にするゼオンらしさ（仲間との相互信頼）」を育み強化する取り組みを推進してまいります。

また、当期は『SZ-20（エスゼット20）』推進の最終年度となることから、中長期の展望を踏まえ、平成26年度からスタートする新中期経営計画を策定してまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株券等に対する大量買付けであっても、当社の株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、対象会社の株主に株券等の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買収提案の内容を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の株主共同の利益に資さないものも無いとは言えません。

当社の企業価値を維持・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、お客様の夢と快適な社会の実現に役立つ「優れた製品やサービス」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」の強化・創出とともに、高度の専門性を有するのみならず、「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり育成・確保すること、ならびにユーザー密着型の製品開発および市場展開等に貢献する取引先との良好な関係を構築することが必要不可欠です。さらに、当社は、CSR（Corporate Social Responsibility）を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。従いまして、当社株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させる姿勢と方針を持つのでなければ、当社の株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われま。従いまして、当社株主の皆様が買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株券等の大量買付けや買収の提案が行われる場合には、当社の株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社の株主共同の利益に資さない買収提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は昭和25年4月の設立以来、「大地の永遠と人類の繁栄に貢献するゼオン」を企業理念として、大地（ギリシャ語で「ゼオ」）と永遠（ギリシャ語で「エオン」）からなるゼオンの名にふさわしく、世界に誇り得る独創的技術により、地球環境と人類の繁栄に貢献することを使命に、企業価値の維持・向上に努めてまいりました。具体的には、当社の開発した世界最高レベルの蒸留精製技術であるGPB法およびGPI法その他の独自技術により、原油生成物であるC4留分およびC5留分を徹底的に分離精製し、特殊ゴム、リーフアルコール、シクロオレフィンポリマー、光学フィルム等に代表される高付加価値の石油化学製品を続々と生み出すことを通じて、高い性能を要求される用途に応え続け、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献し、ひいては当社の市場競争力を創造してきたものであります。

このように当社の企業価値の源泉は、第一義的には、お客様に「優れた製品やサービス」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」にあります。当社はエラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大することを基本方針に、海外新生産拠点の構築と重点3事業分野（情報用部材・エネルギー用部材・メディカルデバイス）での新製品開発へのリソース積極投入による研究開発の加速、工場とも連携した既存生産技術の改善と新規生産技術の開発、新規探索開発活動の強化といった諸課題への取り組みを通じて、独創的技術の継続的な強化・創出、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献する製品・サービスの提供に努めております。

そして、このような独創的技術を基盤とした事業展開には、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり、高度の専門性を有するとともに「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を確保することが不可欠であり、当社においても労使間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした人材の育成・確保に努めております。また、長年の取引関係を通じ築き上げてまいりました顧客・取引先との良好な関係も、ユーザー密着型の製品開発および市場展開を可能とする等の面で、当社の企業価値の維持・向上に寄与するものと考えられます。

さらに、当社は、CSR（Corporate Social Responsibility）を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。当社は、CSRの取り組みの基本的な考え方を対外的に明らかにし、ゼオングループ全員が今一度CSRへの思いを新たにすべく、平成22年4月に「コンプライアンスを徹底し、社会の安全・安心に応える」「企業活動を通じ、社会の持続的発展と地球環境に貢献する」「一人ひとりがCSRを自覚し、行動する」の3項目からなる『CSR基本方針』と、その趣旨を具体的に求められる行動の基準として列挙し、規定化した『CSR行動指針』を制定しました。また、平成23年1月からは、社長を議長とした『CSR会議』を最高機関とする新たなCSR推進体制をスタートさせ、コンプライアンス体制の強化、安全な工場の実現、地域社会との共生等の諸課題に継続的に取り組み、当社に係る利害関係者（いわゆるステークホルダー）の信頼の維持・確保に努めております。

当社は、中期経営計画の策定および実行等の取り組みを通じ、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、基本方針の実現にも資するものと考えております。したがって、かかる取り組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針」を導入いたしました。有効期間満了にあたり、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会において、一部改定のうえ継続する決議をいたしました（以下、継続後の方針を「本対応方針」といいます。）。当社は本対応方針を、平成23年5月23日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」として以下のURLに公表しております。詳細については、こちらをご覧ください。

[http://www.zeon.co.jp/ir/news/20110523\\_2.pdf](http://www.zeon.co.jp/ir/news/20110523_2.pdf)

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、または場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

さらに、当社取締役会は次の理由から、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容も踏まえた内容となっております。

2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

本対応方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向によっては本対応方針の廃止も可能であることから、本対応方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3) 株主意思を反映するものであること

当社は、本対応方針の継続に関する承認議案を平成23年6月29日開催の定時株主総会に付議し、本対応方針は株主の皆様の承認を得ておりますので、その継続についての株主の皆様のご意向が反映されております。

また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

4) 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大量買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大量買付者との交渉を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ます。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

5) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

6) デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は57億56百万円であります。

なお当第2四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月7日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	242,075,556	242,075,556	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	242,075,556	242,075,556	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月27日	
新株予約権の数(個)	51	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,000	1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月12日 至 平成55年7月11日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価額	1,123.0
	資本組入額	561.5
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、上記の行使期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人(新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。)は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権1個あたりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。</p>	

	その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に別途定めるものとする。新株予約権者は、新株予約権を行使する際、「新株予約権割当契約」を締結していなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	2

(注) 1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1,000株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個あたりの目的となる株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、合併、会社分割その他の株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整する。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。



新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めないものとする。  
その他の新株予約権の行使の条件  
上記の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日 ~ 平成25年9月30日		242,075		24,211		18,336

(6)【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
横浜ゴム株式会社	東京都港区新橋五丁目3番11号	20,136	8.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	18,441	7.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,516	5.17
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	11,536	4.77
朝日生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町二丁目6番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	10,679	4.41
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	東京都千代田区平河町二丁目7番9号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	7,450	3.08
旭化成ケミカルズ株式会社	東京都千代田区神田神保町一丁目105	6,438	2.66
Northern Trust Co. (AVFC) Sub A/C British Clients (常任代理人 香港上海銀行東京 支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT,UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1 号)	6,244	2.58
古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	5,594	2.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,457	2.25
計	-	104,492	43.17

- (注) 1. 上記の表には記載していませんが、平成25年9月30日現在、横浜ゴム株式会社が三菱UFJ信託銀行株式会社へ退職給付信託として信託設定した株式(株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・横浜ゴム株式会社口)」)が、3,400千株(議決権比率1.47%)あります。この株式の議決権は信託約款上、横浜ゴム株式会社が留保しています。
2. 株式会社みずほ銀行から平成25年7月22日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成25年7月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として期末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	11,536	4.77
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	249	0.10
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	4,908	2.03

3. 三井住友信託銀行株式会社から平成25年6月6日付の大量保有報告書及び同6月27日付の訂正報告書の各写しの送付があり、平成25年5月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	10,062	4.16
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	940	0.39
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	696	0.29

4. 上記のほか、自己株式が10,404千株あります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 10,404,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 231,297,000	231,297	-
単元未満株式	普通株式 374,556	-	-
発行済株式総数	242,075,556	-	-
総株主の議決権	-	231,297	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権の数1個)含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本ゼオン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号	10,404,000	-	10,404,000	4.30
計	-	10,404,000	-	10,404,000	4.30

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	12,216	9,046
受取手形及び売掛金	69,299	73,412
商品及び製品	43,145	42,116
仕掛品	3,826	4,752
原材料及び貯蔵品	9,607	11,514
未収入金	31,916	29,120
繰延税金資産	2,703	2,729
その他	3,019	3,090
貸倒引当金	75	83
流動資産合計	175,656	175,697
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	34,817	34,304
機械装置及び運搬具(純額)	35,126	32,827
土地	18,042	18,110
建設仮勘定	16,751	25,039
その他(純額)	4,200	4,340
有形固定資産合計	108,937	114,620
無形固定資産		
その他	6,577	6,628
無形固定資産合計	6,577	6,628
投資その他の資産		
投資有価証券	51,971	50,719
繰延税金資産	901	948
その他	6,773	6,618
貸倒引当金	306	304
投資その他の資産合計	59,338	57,981
固定資産合計	174,852	179,229
資産合計	350,508	354,926

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	73,953	67,233
短期借入金	20,156	26,552
コマーシャル・ペーパー	7,000	4,000
1年内償還予定の社債	10,000	-
未払法人税等	3,923	5,946
賞与引当金	1,657	1,263
その他の引当金	123	1,655
その他	17,747	14,948
流動負債合計	134,560	121,596
固定負債		
社債	-	10,000
長期借入金	29,327	22,593
繰延税金負債	8,059	7,751
退職給付引当金	11,549	12,064
その他の引当金	1,762	1,425
その他	3,194	3,433
固定負債合計	53,891	57,265
負債合計	188,451	178,861
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	24,211	24,211
資本剰余金	18,372	18,514
利益剰余金	115,836	125,254
自己株式	8,108	7,732
株主資本合計	150,312	160,247
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15,848	15,343
繰延ヘッジ損益	0	1
為替換算調整勘定	5,468	822
年金負債調整額	2,199	2,505
その他の包括利益累計額合計	8,182	12,015
新株予約権	262	237
少数株主持分	3,301	3,566
純資産合計	162,057	176,065
負債純資産合計	350,508	354,926

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	127,204	148,374
売上原価	93,034	105,694
売上総利益	34,171	42,680
販売費及び一般管理費	22,729	25,942
営業利益	11,442	16,738
営業外収益		
受取利息	52	46
受取配当金	558	602
為替差益	-	1,134
雑収入	613	483
営業外収益合計	1,223	2,265
営業外費用		
支払利息	498	376
為替差損	990	-
休止固定資産減価償却費	686	345
雑損失	168	118
営業外費用合計	2,343	840
経常利益	10,321	18,162
特別利益		
その他	13	13
特別利益合計	13	13
特別損失		
固定資産処分損	107	101
投資有価証券評価損	1,460	460
その他	14	25
特別損失合計	1,581	586
税金等調整前四半期純利益	8,753	17,590
法人税等	2,989	6,591
少数株主損益調整前四半期純利益	5,765	10,999
少数株主利益	215	193
四半期純利益	5,550	10,806

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	5,765	10,999
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,722	483
繰延ヘッジ損益	2	1
為替換算調整勘定	362	4,781
年金負債調整額	41	306
その他の包括利益合計	1,404	3,991
四半期包括利益	4,361	14,990
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,183	14,636
少数株主に係る四半期包括利益	178	353



## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	8,753	17,590
減価償却費	8,555	7,841
のれん償却額	-	294
賞与引当金の増減額(は減少)	535	419
修繕引当金の増減額(は減少)	1,624	1,404
受取利息及び受取配当金	610	647
支払利息	498	376
投資有価証券評価損益(は益)	1,460	460
売上債権の増減額(は増加)	2,024	2,392
たな卸資産の増減額(は増加)	3,716	21
仕入債務の増減額(は減少)	2,872	8,550
その他	6,933	1,858
小計	13,992	17,794
利息及び配当金の受取額	629	682
利息の支払額	498	439
法人税等の支払額	3,949	4,247
その他	172	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,346	13,791
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	11,220	11,610
無形固定資産の取得による支出	366	537
出資金の払込による支出	473	-
その他	226	419
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,285	12,566
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,110	2,869
コマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	6,000	3,000
長期借入れによる収入	1,050	-
長期借入金の返済による支出	6,335	3,682
社債の発行による収入	-	10,000
社債の償還による支出	-	10,000
配当金の支払額	1,387	1,385
少数株主への配当金の支払額	3	5
その他	94	74
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,879	5,277
現金及び現金同等物に係る換算差額	42	818
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,860	3,235
現金及び現金同等物の期首残高	13,192	12,115
現金及び現金同等物の四半期末残高	9,332	8,880

【注記事項】

( 四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理 )

	当第 2 四半期連結累計期間 ( 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日 )
税金費用の計算	税金費用については、当第 2 四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

( 四半期連結貸借対照表関係 )

1. 偶発債務

保証債務

連結会社以外の会社及び従業員の金融機関等からの借入金等に対する債務保証

	前連結会計年度 ( 平成25年 3 月31日 )	当第 2 四半期連結会計期間 ( 平成25年 9 月30日 )
(株) T F C	1,100百万円	(株) T F C 990百万円
従業員	173	従業員 161
その他 2 社	95	その他 1 社 89
計	1,368	計 1,240

( 四半期連結損益計算書関係 )

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 ( 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日 )	当第 2 四半期連結累計期間 ( 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日 )
運賃諸掛	3,468百万円	4,245百万円
従業員給料手当	4,128	4,742
賞与引当金繰入額	601	633
退職給付引当金繰入額	330	395
研究開発費	5,648	5,756

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	9,417百万円	9,046百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	85	166
現金及び現金同等物	9,332	8,880

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,387	6	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間  
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月7日 取締役会	普通株式	1,387	6	平成24年9月30日	平成24年12月5日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,387	6	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間  
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月6日 取締役会	普通株式	1,622	7	平成25年9月30日	平成25年12月4日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結損 益計算書 計上額 (注3)
	エラストマー 素材事業	高機能材料 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上 高	84,526	23,019	107,544	19,660	127,204	-	127,204
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	771	-	771	142	912	912	-
計	85,296	23,019	108,315	19,802	128,117	912	127,204
セグメント利益又は 損失( )	10,939	259	10,680	754	11,434	7	11,442

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、R I M配合液等の販売等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額7百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結損 益計算書 計上額 (注3)
	エラストマー 素材事業	高機能材料 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上 高	90,910	33,004	123,914	24,461	148,374	-	148,374
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	1,258	-	1,258	172	1,430	1,430	-
計	92,167	33,004	125,172	24,632	149,804	1,430	148,374
セグメント利益	10,654	5,408	16,062	679	16,740	3	16,738

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、R I M配合液、塗料等の販売等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 3百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(企業結合等関係)  
 共通支配下の取引等

(株式交換による完全子会社化)

当社と当社の連結子会社である株式会社トウベ(以下「トウベ社」という。)は、平成25年5月9日開催の両社の取締役会において、当社がトウベ社を完全子会社化するための株式交換(以下「本株式交換」という。)を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換については、平成25年6月25日に開催されたトウベ社の定時株主総会において承認を受け、平成25年8月1日を本株式交換の効力発生日としております。また、当社においては会社法第796条第3項の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに本株式交換を実施いたしました。

なお、トウベ社株式は、本株式交換の効力発生日(平成25年8月1日)に先立ち、株式会社東京証券取引所において平成25年7月29日付で上場廃止(最終売買日は平成25年7月26日)となっております。

## 1 企業結合の概要

### (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

	名称	事業の内容
株式交換 完全親会社	日本ゼオン株式会社(当社)	合成ゴム等の化学工業製品の製造、加工及び売買 他
株式交換 完全子会社	株式会社トウベ	塗料・化成品の製造及び販売、塗料の工事施工等関連業務

### (2) 企業結合日

平成25年8月1日

### (3) 企業結合の法的形式

当社を完全親会社とし、トウベ社を完全子会社とする株式交換

### (4) 本株式交換の目的

当社のエラストマー素材事業をトウベ社の化成品事業と一体となって事業展開するに際しては、当社及びトウベ社との密接な連携が必要となり、トウベ社を当社の完全子会社とし、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な視点に立ち、トウベ社が上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、当社グループの一員として、当社と一体になって事業展開を行っていくことが、最も有効かつ適切であると考えました。

## 2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

## 3 子会社株式の追加取得に関する事項

### (1) 取得原価およびその内訳

取得の対価(当社普通株式)	476百万円
取得に直接要した支出	12百万円
取得原価	488百万円

### (2) 株式の種類及び交換比率並びに交付した株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	トウベ社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.1236
本株式交換により 交付した株式数	普通株式439,748株	

ただし、当社が保有するトウベ社株式27,243,900株については、本株式交換による株式の割当ては行っておりません。なお、交付する株式は保有する自己株式を充当しております。

### (3) 株式交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はみずほ証券株式会社を、トウベ社は野村證券株式会社を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

両社は、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、公開買付けの際の諸条件及び結果並びに当社株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、トウベ社株式の評価については、公開買付けの際における公開買付価格と同一の価格を用いて両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、トウベ社株式の評価について公開買付けにおける公開買付価格と同一の価格を用いた本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換を行うことについて、平成25年5月9日に開催された両社の取締役会において承認の上、同日両社間で株式交換契約を締結いたしました。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額

411百万円

発生原因

子会社株式の追加取得分の取得原価と当該追加取得に伴う少数株主持分の減少額との差額によるものです。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(1 株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	24円01銭	46円70銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	5,550	10,806
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	5,550	10,806
普通株式の期中平均株式数(千株)	231,166	231,380
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	23円97銭	46円63銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	354	369
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成25年11月6日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....1,622百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....7円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成25年12月4日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月7日

日本ゼオン株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 百井 俊次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤原 選 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安藤 勇 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ゼオン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ゼオン株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。